

旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人母・子について、申立人母はうつ病等、申立人子は発達障害であること、申立人子は避難先で福祉施設に入所していること等を考慮して、避難を継続すべき特段の事情があるとして、平成26年3月分までの日常生活阻害慰謝料、平成28年3月分までの避難費用等、平成27年6月分までの就労不能損害（申立人母につき）が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1及び申立人X2（以下、総称して「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙一覧表記載の損害項目（同表記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害項目及び期間についての和解金として、金575万2990円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算

申立人らと被申立人は、別紙一覧表記載の損害項目（同表記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

（1）本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

（2）本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成29年3月2日

(別紙) 一覧表

平成〇〇年(東)第〇号 X1外1名

損害項目		金額	期間
避難費用	家賃・駐車場料金 (秋田市〇)	¥387,000	H25.6.1-H26.2.28
	クロス張り替え費用	¥21,900	H26.2.25
	リフォーム負担金	¥100,800	H26.4.15-H26.4.25
	家賃 (秋田市〇)	¥1,125,000	H26.3.1-H28.3.31
	入居時初期費用	¥151,250	H26.2.5
	引越費用	¥105,000	H26.2.24
	生活費増加費用 (家財購入費・取付費)	¥250,000	H26.2.22-H26.4.14
	生活費増加費用 (交通費)	¥98,282	H25.12.28-H26.8.13
就労不能損害 (申立人X1)		¥660,000	H25.9.1-H27.6.30
精神的損害 (日常生活阻害慰謝料)	基礎部分	¥1,400,000	H25.9.1-H26.3.31
	増額部分	¥840,000	H25.9.1-H26.3.31
生命・身体的損害	入通院慰謝料 (申立人X1)	¥3,300,000	H25.9.4-H27.7.21
	入通院慰謝料 (申立人X2)	¥1,296,000	H25.9.3-H27.7.15
	入院治療費 (申立人X1)	¥21,580	H26.3.5-H26.4.3
	文書料 (申立人X1)	¥19,200	H26.9.22-H27.8.3
	文書料 (申立人X2)	¥4,320	H26.10.2-H27.7.29
	通院交通費 (申立人X1)	¥48,180	H25.9.4-H27.7.21
	通院交通費 (申立人X2)	¥34,320	H25.6.15-H27.7.15
医療照会費用		¥35,095	H28.5.26-H28.7.5
小計(①)		¥9,897,927	

既払金 (②)	¥4,312,500	
合計 (①-②=③)	¥5,585,427	
弁護士費用 (④)	¥167,563	
損害合計 (③+④)	¥5,752,990	